

平成 30 年度銚田市結婚支援事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、銚田市における少子化抑制のため、各種団体が実施する結婚支援に関する事業に要する経費に対し、銚田市補助金等交付規則（平成 17 年銚田市規則第 37 号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付対象団体は、次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 5 人以上の構成員を有し、代表者及び構成員の 8 割以上が銚田市民であり、主に市内において活動している団体
- (2) 定款、規則又は会則を有し、継続的に活動が行われ、又は行われることが見込まれる、自主的かつ積極的に結婚支援活動を推進する団体
- (3) 銚田市の結婚支援事業に積極的に協力できる団体

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業は、毎年度 1 団体 1 事業とし、市内における結婚支援を目的に行う、主に銚田市民を対象とした事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 結婚に対する意識向上等を図る事業
 - (2) 出会いの機会の提供を図る事業
 - (3) 団体の構成員の結婚支援の体制の向上を図る事業
 - (4) その他市長が必要と認める事業
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、対象事業としない。
- (1) この補助金の申請年度に当該事業について銚田市からの他の補助金、助成金を受けている事業
 - (2) 当該団体の経常的な運営維持管理に属すると認められる事業
 - (3) 政治活動、宗教活動、他の団体を補助する活動、営利を目的とした活動

(補助対象事業費)

第 4 条 補助対象経費は、前条の補助対象事業に要する経費とし、次の経費を除いたものとする。ただし、審査会で認められた経費については、この限りではない。

- (1) 当該団体の経常的な運営維持管理経費
 - (2) 当該団体構成員に対する人件費、飲食代、謝礼、旅費等
 - (3) 備品購入費
 - (4) 高額な謝礼
 - (5) 物品販売に係る経費
- 2 出会いの機会の提供を図る事業等については、参加者 1 人あたりの補助対象経費の上限額を 5, 0 0 0 円（飲食代の上限 3, 0 0 0 円）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該事業にかかる経費の総額とし、上限を30万円とする。

(補助金の交付要望)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「要望者」という。)は、補助金交付要望書(様式第1号)に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付要望書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業予算書(様式第3号)
- (3) 団体調書(様式第4号)

(補助事業の審査及び決定)

第7条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付要望書の内容について、庁内の審査会において審査を行い、審査終了後、市長がその結果を要望者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により補助事業の決定の通知を受けたもの(以下「補助事業団体」という。)は、補助金交付申請書(様式第5号)に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業予算書(様式第3号)
- (3) 団体調書(様式第4号)

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式第6号)により補助事業団体に通知するものとする。

(変更交付申請)

第10条 補助事業団体は、第8条の規定により申請した交付申請書の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書(様式第7号)に關係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された変更交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第 12 条 補助事業団体は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日若しくは平成 31 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 9 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第 10 号）
- (2) 事業決算書（様式第 11 号）

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 12 号）により補助事業団体に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 14 条 補助金の交付決定を受けたものは、前条の規定により補助金の額の確定したときは、請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 ただし、補助金の交付決定を受けたものが希望する場合は、事業の完了前において交付決定された補助金の 8 割を限度（1 万円未満は切り捨てとする）して、概算払いにより請求することができるものとする。なお、これを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

第 15 条 市長は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けたものが次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業の実施が困難となり、事業等中止承認申請書（様式第 15 号）を提出したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金を受けることについて不正の行為があったとき。
- (4) その他法令等に違反する等補助することが不相当と認められる事実があったとき。

(関係書類の保存)

第 16 条 補助事業団体は、収支の事実を明らかにした証拠書類等を含め、補助事業の経理に関するすべての書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

様式第 1 号

平成 3 0 年度 銚田市結婚支援事業補助金交付要望書

平成 年 月 日

銚田市長

あて

要 望 者 住 所
団 体 名
代 表 者 名

印

銚田市結婚支援事業補助金の交付を受けたいので、平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金交付綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて要望します。

記

1 補助金交付要望額 金 _____ 円

2 添付書類 事業計画書（様式第 2 号）

事業予算書（様式第 3 号）

団体調書（様式第 4 号）

添付資料

様式第2号

事業計画書

事業名	
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
事業目的 及び効果	
事業内容	

(注) 事業企画書など参考資料を添付してください。

(注) 事業内容には、対象者、参加見込数等も記入してください。

様式第3号

事業予算書

収入の部

(単位：円)

科目	予算額	内容説明
結婚支援事業 補助金		
他の補助金等		
自己資金		
その他		
合計		

支出の部

(単位：円)

科目	予算額	内容説明
合計(A)		

【1人あたりの経費】

イベント等参加見込数(A)	人	
イベント等における飲食代(B)	円	
イベント等における経費(C)	円	
1人あたりの飲食代	円	(B) / (A)
1人あたりの経費	円	(C) / (A)

様式第 4 号

団 体 調 書

団 体 名	
代 表 者 名	
住 所	電 話
事 務 担 当 者 名	
住 所	電 話 携 帯
会 員 数	人
設 立 年 月 日	年 月 日
団 体 の 目 的	
主 な 活 動 内 容	

(注) 規約, 役員名簿等参考資料を添付してください。

様式第 5 号

平成 3 0 年度 銚田市結婚支援事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

銚田市長

あて

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

印

銚田市結婚支援事業補助金の交付を受けたいので、平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類 事業計画書（様式第 2 号）

事業予算書（様式第 3 号）

団体調書（様式第 4 号）

添付資料

様式第 6 号

第 号
年 月 日

(申請者)

様

銚田市長

平成 3 0 年度 銚田市結婚支援事業補助金の交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金について、銚田市結婚支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

様式第 7 号

平成 3 0 年度 銚田市結婚支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

銚田市長

あて

申 請 者 住 所
団 体 名
代 表 者 名

印

銚田市結婚支援事業補助金の変更交付を受けたいので、平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 変更交付申請額 金 _____ 円
- 3 添付書類 事業計画書（様式第 2 号）
事業予算書（様式第 3 号）
添付資料

様式第 8 号

第 号
年 月 日

(申請者)

殿

銚田市長

平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金の変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで変更申請のあった平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金について、銚田市結婚支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額 金 _____ 円

様式第 9 号

平成 3 0 年度 銚田市結婚支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日

銚田市長

あて

申請者 住所
団体名
代表者名

印

平成 年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金要綱第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 添付書類 事業実績書（様式第 10 号）

事業決算書（様式第 11 号）

添付資料

事 業 実 績 書

事 業 名	
事 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
事 業 目 的 及 び 効 果	
事 業 実 施 内 容	

(注) 事業結果についての参考資料を添付してください。

(注) 事業実施内容については、参加者数及びカップル成立数等も記入してください。

事業決算書

収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	内 容 説 明
市民活動補助金		
他の補助金等		
自己資金		
その他		
合 計		

支出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	内 容 説 明
合 計 (A)		

【1人あたりの経費】

イベント等参加見込数 (A)	人	
イベント等における飲食代 (B)	円	
イベント等における経費 (C)	円	
1人あたりの飲食代	円	(B) / (A)
1人あたりの経費	円	(C) / (A)

第 号
年 月 日

(申請者)

様

銚田市長

平成 3 0 年度 銚田市結婚支援事業補助金の額の確定について

平成 年 月 日付けで実績報告のあった平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金について、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

1	交付決定額	金	円
2	概算払い額	金	円
3	確定額	金	円
4	差引給付額	金	円

銚田市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 3 0 年度 銚田市結婚支援事業補助金請求書

平成 年 月 日付 第 号で交付額の確定を受けた平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金について、同交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 概算払い額 金 円
- 3 請求金額 金 円
- 4 受領方法

口座振替

銀行名	銀行 支店
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	
口座名義	

年 月 日

銚田市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名 印

平成 3 0 年度 銚田市結婚支援事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定を受けた平成 3 0 年度銚田市結婚支援事業補助金について、同交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 概算払請求額 金 円
- 3 受領方法

口座振替

銀行名	銀行 支店
口座種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	
口座名義	

様式第 15 号

事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

銚田市長

あて

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

印

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 30 年度銚田市結婚支援事業補助金の交付決定を受けた事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業中止（廃止）の理由
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業を中止する期間
- 5 事業実施の見通し